

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 4 回）議事録

■日時 令和 6 年 10 月 17 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 05 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、宮越部会長、安立委員、日下委員、羽染委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る総括審議

G L P 昭島プロジェクト【4 回目】

⇒ 総括的事項及び項目別事項（【大気汚染】【騒音・振動】【騒音・振動、生物・生態系 共通】【土壌汚染】【地盤、水循環 共通】【生物・生態系】【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】【日影】【風環境】【景觀】【史跡・文化財】【廃棄物】及び【温室効果ガス】）に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案にいれることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第 4 回）
速 記 録

令和 6 年10月17日（木）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち9名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和6年度第4回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございません。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 では、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望の方がおられます。

なお、本会議の傍聴はWeb上での傍聴のみとなっております。

それでは、事務局は傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案に係る総括審議となります。

それでは、次第1の「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1-1を御覧ください。

資料1-1は、前回までの部会における審議の内容を整理したものになります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】【騒音・振動】
【騒音・振動、生物・生態系 共通】【土壌汚染】【地盤、水循環 共通】【水循環】
【生物・生態系】【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】【生物・生態系、
廃棄物 共通】【日影】【風環境】【景観】【景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活
動の場 共通】【史跡・文化財】【廃棄物】【温室効果ガス】【その他】の順で取りまと
めており、合計73件となりました。

前回の質問事項等は、取扱い欄に前日の付として9月26日(9/26)と記載しています。

また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたもののには、右の取扱い欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

それでは、要約して内容をご説明いたします。

【騒音・振動】の番号4として、将来交通量についても補正をかけているのか質疑がございました。事業者からは工事の施行中、完了後とも補正を加えた上で予測結果としていたとの回答がございました。

【騒音・振動】の番号5として、関連車両の走行による夜間騒音について質疑がございました。事業者からは交通の時間的、方面的な分散が主な対策となってくるが、運用結果を見ながら、都度対応を検討していくとの回答がございました。委員からは並大抵のことでは落とせないと思うので、抜本的な対策を考えていただかなければ難しいかと思うとの御意見がございました。

【騒音・振動】の番号6として、データセンターからの空調等による騒音について質疑がございました。委員からは夜間ではデータセンター屋上からの音響放射の割合が大きくなるため、台数や規模の変更があるときは予測を十分に行った上で考えていただきたいとの御意見がございました。

【騒音・振動】の番号7として、事後調査の考え方について質疑がございました。事業者からは今回の事業では、段階的に整備していくこととなるので、時点と回数をしっかり確認しながら事後調査計画を立てていく。完了後もテナントが決まっていない中では決めづらいが、適切な時期を確認しながら回数を重ねていきたいとの回答がございました。委員からは関連車両が多く走行すると予想されているので、十分な観測をお願いしたいとの御意見がございました。

【騒音・振動、生物・生態系 共通】の番号1として、建設工事の騒音が猛禽類に与える影響について、委員から仮囲いの全くきかない上空への建設機械の音の影響や、音の性状による影響等、いくつかの視点からきちんとした予測をしてもらいたいとの御意見がございました。

【土壌汚染】の番号3として、土地の調査結果について、委員から、環境影響評価条例と環境確保条例の建付けなどが一般の方には理解しづらいので、丁寧に説明されるとよい。また、事前に公表手順を決めて共有しておけば、何を公表するか迷うこともなくなるなどの御意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号1として、8月部会における水位モニタリング等で影響

を把握することを検討していただきたいとの意見に対し、事業者からは解体業者等が決まっていない状態なので、継続して検討を進めていきたいとの補足回答がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号3として、8月部会における、雨水浸透施設の設置状況について示せる見込みを教えてくださいとの質疑に対し、事業者から具体的設計内容は検討中だが、評価書の段階では掲載していくように対応したいと補足回答がありました。

【生物・生態系】の番号2として、池で保全する生き物の想定について質疑があり、事業者からは今ある池を極力生かすよう計画しているとの回答がございました。委員からは池の意義も考えて専門家にぜひ聞いていただきたいとの御意見がございました。

【生物・生態系】の番号6として、オオタカの保護について、委員から食物連鎖の最高位を守ることがどれだけ生態系全体を守ることにつながるかを、いま一度考えていただきたいとの御意見がございました。

【生物・生態系】の番号7として、専門家の意見聴取についての質疑があり、委員からは継続的なモニタリングや順応的な管理をしていただきたい。自然環境への負荷をきちんと評価し、それに対して専門家の御意見を聴いていただきたいとの御意見がございました。

【生物・生態系】の番号8として、工事の手順について、委員から専門家を入れた検討を進められるときに、工事の手順について意見を伺うようにしていただきたいとの御意見があり、事業者からは施工業者が決まった段階で、改めて配慮する内容として計画を進めていくとの回答がございました。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】の番号1として、公園のゾーニングについて、委員からゾーニングの仕方によって、緑地の維持管理が大きく変わる。良好な緑の環境を保全するために、どのような維持管理をしていくのか、方向性を検討いただきたいとの意見がございました。事業者からはまだ具体的にはお示しできないが、そういった観点も踏まえていきたいとの回答がございました。

【風環境】の番号2として、事後調査の地点について質疑があり、事業者からは、具体的な場所は決まっていないが、北側の住居に近いところや南側になるのではと考えている。1地点だけでなく複数点で、効果が得られる適切な場所を考えていきたいとの回答がございました。

【景観】の番号1として、デザインの段階で協議会を設け、専門家や地域住民等の関係者と相談する場を設置する等の検討はしているのか質疑があり、事業者からは具体的なデザインについて、協議会の場で協議することは現時点では考えていないが、現時点の計画

を個別に説明して御意見をいただくことはやっていきたいとの回答がございました。

【景観】の番号2として、委員より、意見を聴く会でもバードビュー的なものに対する意見があった。今後で上がるものは、周辺の高いところから見下ろされるという前提で、デザインの在り方などを検討の中に入れてもらいたいとの御意見がございました。

【景観】の番号3として、委員より住民の方から見えるデータセンターや物流倉庫への景観や、建物周りの植栽等にも気を配っていただきたいとの御意見がございました。

【廃棄物】の番号1として、委員より一般廃棄物の資源化等の検討を十分にしてもらいたい。特に段ボール等の資源化率が非常に低く設定されているので、実態に近い形で予測・評価を行ってもらいたい。テナント任せでなく、廃棄物等に対し責任を持ち、モニタリングしていってもらいたいとの御意見をいただきました。

【温室効果ガス】の番号2として、太陽光の設置を増やす計画があるのか質疑があり、事業者からは昭島は物流の上に太陽光があり、再エネ事業としては全国で実施予定であるとの回答がございました。委員からは2050年に向けて将来的な計画内容を評価書にできる限り具体的に盛り込んでもらいたいとの御意見をいただきました。

【温室効果ガス】の番号3として、再エネについて、委員からテナントが使用する分も全部含めて再エネで供給する方向で計画を立ててもらえると、住民にとっても不安材料が減るのではないかと思うとの御意見をいただきました。

【温室効果ガス】の番号6として、8月部会における事後調査で消費電力を示すことについての質疑に対し、事業者からテナントで使われている電力使用量も含めたデータが取れるように設計を進めていきたい。テナントが決まっておらず、合意が得られていないが、前向きに対応していきたいとの補足回答がございました。

【温室効果ガス】の番号7として、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションという目標に対し、事業者としてどう考えているのか質疑があり、事業者からは会社として再エネ事業を立ち上げたところであり、2050年の事業の消費電力量に対して、再エネで全て賄っていけるように目標を立てている。2030年のカーボンハーフに対しては、グリーン電力の購入等も含め計画しているとの回答がございました。委員からは事後調査で確認するためにも、今考えているような計画を評価書等に盛り込んでいただきたいとの御意見をいただきました。

【温室効果ガス】の番号8として、昭島でなぜ洋上風力が出てくるのか質疑があり、事業者からは再エネ事業の中で、軸として太陽光と洋上風力を検討しており、自営線を引い

て持ってくることはできないので、グループの中でグリーン電力をつくって事業の中で振り分けていく体制をつくるとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号9として、電力消費量について、委員から建物は一回建ててしまおうと電力の効率性を上げるのが非常に難しくなるので、建てるときに十分に考えていただきたいとの御意見をいただきました。

【その他】環境全般として、住民との話し合いの場をつくることとそのやり方について、地域別の配慮指針を考慮に入れることについて、質疑や意見がございました。

【その他】事業計画として、トラックの滞留を改善するシステムの範囲について、災害時の電力量の確保について、ヒヤリハットマップについて、三者協議の場の見通しについて等の質疑がございました。

前回で総括審議事項に取り上げるとしたものは、13の項目について27個となっております。

総括審議事項について、先ほどの前回の指摘、質問事項で御説明したもの以外のものについて、要約して御説明いたします。

【大気汚染】の番号2、3、4として、委員から評価書の記載について、なるべく平易な言葉で補足して書いてはどうかとの御意見をいただきました。また、環境保全措置の徹底や追加の保全措置について質疑があり、事業者からは話し合いによる周知徹底の実施、周辺道路のヒヤリハットマップの作成を検討しているとの回答がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号2として、浅層地下水についての質疑がございました。委員から地下水涵養量が変わるので、浅層地下水への影響は十分にあり得る。周辺の井戸の状況把握をしたほうがよいとの御意見をいただきました。

【生物・生態系】の番号1、3、5として、アニマルパス、緑の質、オオタカへの影響等について質疑がございました。事業者からはアニマルパスの詳細な検討図はまだできていない、玉川上水沿いの樹木は基本的には残し、新たに整備する緑地はゴルフ場内の樹木を可能な範囲で移植し、緑地に生物が戻ってこられるような環境を整備していく、オオタカについては、昭和記念公園西側の開発の事例を参考にしながら工事を進めていきたい。また、少なくとも工事期間中は営巣状況について調査を進めていきたいと考えているとの回答がございました。

【日影】の番号1として、日影図について質疑があり、事業者からは一団地のものを除き、単体での日影図で法規制をクリアするとの回答がございました。委員からは西敷地、

東敷地で見たときの日影と細かく比較すると違うことも誤解を招くかもしれないので、配慮を検討していただきたいとの意見がございました。

【史跡・文化財】の番号１、４として、市教育委員会との連携や、玉川上水の工事中の配慮について質疑がありました。事業者からは市と話合いをしているところであり、また、玉川上水や隣地なども含み影響がないように工事していくとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号１として、PUEについて質疑があり、委員からは世界基準で見ると日本の状況が遅れているが、非常に大きい企業で新しい価値を普及していく力があると思うので、PUEは低めに考えていただきたいとの意見がございました。

資料１－１の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、資料１－１の前の質疑応答について、修正等がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御意見がないようですので、総括審議に移りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、53ページの資料１－２、「G L P 昭島プロジェクト」に係る環境影響評価書案について（案）を御覧ください。

資料１－２は、環境影響評価書案について、第１として部会での審議経過、第２として審議の結果を記載してございます。

環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

また、柳会長から御提案があり御賛同いただいた、地域と連携し、継続して対策を検討していくことなど、本事業を総括する形での意見をつけることも含めております。

それでは、読み上げます。

「G L P 昭島プロジェクト」に係る環境影響評価書案について（案）

第１ 審議経過

本審議会では、令和６年１月30日に、「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価書案

(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1 総括的事項

計画地が位置する昭島市は、水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきている地域である。また、計画地外ではあるが、今後、昭島市により、緑豊かな環境の維持を図る緑地保全地区として地区計画に定められる予定の代官山緑地が計画地に囲まれるようにして存在する。

本事業については、都民から、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響、健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話合いの不足など、多くの懸念が表現されている。

このことから、事業の実施に当たっては、豊かな環境を将来にわたり維持していくために、環境保全のための措置の徹底、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁寧な説明や交通管理者等の関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【大気汚染】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度について、いずれも評価の指標とした環境基準を下回っているものの、住民から交通量の大幅な増加に対する不安や、大気汚染物質の増加による健康影響への懸念が示されている。

そのため、周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための処置の徹底を図ること。また、更なる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めること

【騒音・振動】

1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況においても環境基準値を上回る地点も存在し、工事用車両及び関連車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点がさらに増えることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めること。

特に、関連車両の走行による夜間の騒音・振動レベルの増加の程度が大きい地点も見られることから、周辺住民には騒音・振動の変化の程度について十分な説明を行うとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行うこと。

2 工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音は、評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり、夜間の時間帯も含め騒音の増大が懸念され、周辺に住宅地も存在することから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

【騒音・振動、生物・生態系 共通】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の最大値が、オオタカの営巣が確認されている代官山緑地の北側に出現するため、オオタカへの影響が懸念される。加えて、騒音の予測地点の高さは地上1.2mであり、オオタカが営巣する高さでは建設作業騒音がさらに大きくなる可能性があることから、必要に応じて騒音の高さ方向の予測・評価を行った上で、適切な環境保全のための措置について検討すること。

【土壌汚染】

土地利用の履歴等の調査から、計画地の一部では、土壌が汚染されている可能性が否定できないため、工事開始前までに土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適切な手続を実施するとしているものの、住民から土壌汚染と地下水汚染への懸念が示されていることから、周辺住民に対し、土壌汚染対策法等に基づく調査結果等の内容を丁寧に開示、説明すること。

【地盤、水循環 共通】

1 本事業では、計画地内で想定される雨水表面流出量の全量を浸透させるための雨水浸透施設を設置する計画としているが、土地の表面の被覆形態等も大きく変化し、地域の水循環への影響が懸念されることから、地下水面や流向等の地域の地下水の状況を詳細に把握した上で、その具体的な設置場所や規模、構造等を検討すること。

2 本事業により地下水の水位に影響を及ぼす可能性は小さいとしているが、地下水涵

養量等が変化し、浅層地下水に影響を与える可能性がある。そのため、周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を継続的に監視しながら、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。

3 計画地は、水道水として深層地下水を100%利用しており、地下水に対する関心が非常に高い地域である。また、住民からも水道水源への懸念が示されていることから、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を把握し、必要に応じて水位等のモニタリングの実施等、環境保全のための措置への活用について検討すること。

【生物・生態系】

1 代官山緑地北側などに現地形を生かした残地部を確保し、移植や新植により代官山緑地と玉川上水緑道の樹林がつながる緑のネットワークを形成する計画とするとしているが、事業の実施により緑の量が大きく減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。そのため、玉川上水等の周辺の緑地等とのつながりや、利用する生き物に配慮した樹種や配置等を計画するとともに、良好な環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法を検討すること。

2 本事業ではアニマルパスや自然環境に配慮した池を整備する計画であるが、その詳細が不明であることから、保全目標とする種を明らかにし、その生息（育）環境への影響を緩和するための適切な保全措置となるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細に検討すること。また、継続的なモニタリングと順応的管理を行い、現在の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。

3 計画地に隣接した代官山緑地でオオタカの営巣、繁殖が確認され、計画地の一部も営巣中心域として利用されていることから、工事の実施に際してはその行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うとともに、工事の完了後においても、事業の実施に伴う影響の調査と併せて順応的管理を行い、良好な生息（育）環境を継続的に保全すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

工事の完了後は、開かれた緑地環境を広く一般に提供する計画であり、自然との触れ合い活動の場の持つ機能はより充実するとしているが、その利用方法によっては、生物・生態系の保全に影響を与えることが考えられることから、緑地環境の利用方法について区分や目的を可能な限り明確にし、周辺自然環境への影響に配慮するよう努めること。

【日影】

評価の指標とした東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日

影規制の基準は満足しているものの、北側には低層の戸建て住宅が集中し、住民から日影の影響への懸念が示されている。

本事業は、敷地内に複数の建物を計画しており、図面が多岐にわたり、評価の内容が読み取りにくいと、周辺住民に対し日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めること。

【風環境】

計画建築物の位置及び配置の配慮により、計画建築物の建設後の風環境は、建設前から著しく変化しないとしているが、現況からの変化は一定程度生じ、住民から懸念が示されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【景観】

計画建築物の外壁は、玉川上水景観基本軸の景観形成基準に基づき、周辺景観との調和を図るとしているが、計画建築物の規模が大きく、また、住民からも景観の変化と圧迫感の増大に対する懸念が示されている。このことから、詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、計画地周辺の環境との調和に努め、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ること。

【史跡・文化財】

計画地が隣接している史跡玉川上水は、江戸時代に武蔵野台地の田畑を潤す用水などとして、産業、生活、文化に重要な役割を果たしてきた。

この史跡玉川上水とその周囲の景観を保全するため、事業実施に先立ち、関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全のための措置を検討すること。また、工事の施行中及び完了後においては、保全の措置を確実に実施し、史跡玉川上水及び周辺環境に影響を与えないよう、十分に配慮すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴い多量の廃棄物が発生すると予測されていることから、テナント等に積極的に関与し、廃棄物の発生抑制の取組を徹底させること。また、本事業で目標とする再資源化率は市の目標等を基に設定しているが、類似施設の実績等を踏まえ、発生する廃棄物の種類に応じた目標値を検討し、それを達成するようテナント等へ働きかけるとともに、事後調査において発生量、再資源化率等を詳細に報告すること。

【温室効果ガス】

1 都では、2030年カーボンハーフ、2050年CO₂排出実質ゼロの実現に向けた施策を行っていることから、それらを鑑み、施設管理者として、施設稼働開始時のみならず将来の脱炭素化の推進に向けた方針を定めるとともに、太陽光発電量の増加を含め、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めること。また、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくこと。

さらに、事後調査において、再生可能エネルギーの使用量も含めた施設の消費電力量について詳細に報告すること。

2 本事業では、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量が膨大であることから、より一層の温室効果ガス削減が求められる。

データセンターでは、PUEを省エネ法で規定する1.4として目標値を設定しているが、世界的な動向を踏まえ、可能な限り低い値となるよう努めるとともに、高効率なIT機器等の設備の導入など、最大限の省エネルギー化をテナントに働きかけていくこと。

また、冷凍冷蔵空調機器について、最新の技術を鑑み、可能な限りノンフロン機器若しくは最も温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を検討するとともに、適正な冷媒の管理に努めること。

審議経過は付表のとおりとなります。

資料1－2の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ただいま事務局から説明いただきました資料1－2について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあれば、御説明いただこうと思います。

まず、資料の順番でお伺いしていこうと思います。

総括的事項について、柳会長より補足事項等はございますか。

○柳会長 それでは、私から、答申案文に項目別事項に先立ち総括的事項を掲げることにつきまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、事業段階関係地域の昭島市長より、深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境と調和した住宅都市として恵まれた地域特性を生かしたまちづくりを進めてきたことから、市が進めてきたまちづくりや地域特性について十分勘案するよう意見があったこと。

また、計画地に隣接する代官山緑地にはオオタカの営巣が確認されておりますが、今後、昭島市によりまして緑豊かな環境の維持を図る緑地保全地区として地区計画に定められる

予定とされ、さらに市は条例による保全も検討されていると伺っていること。

また、この評価書案に対しましては、非常に多くの都民意見が提出され、環境影響に関するもののほか、都市交通問題や、地域住民との対話の不足など、地域の実情を踏まえたものが多く見られました。

それらを踏まえまして、地域住民への丁寧な説明を行うことや、交通管理者などとの協議を一層図ることで、地域と連携して継続的な対策を検討、実施していくことが必要であること。

もとより、計画地が位置するこの地域は、東京都環境基本計画の地域別配慮の指針におきまして多摩広域拠点域とされており、市街地に残された緑の一体的な保全や玉川上水等を活かした景観形成を図ることが期待されている地域とされ、ヒートアイランド対策や環境負荷の少ない交通など配慮事項となっておりますので、十分な対策をとっていただきたいこと、これらのことから総括的事項を掲げることとした次第であります。

私からの補足説明は以上であります。

○宮越部会長　ありがとうございました。

次に、項目別の御説明についてお願いしようと思います。

順番ですが、少し変更させていただきまして、最初に大気汚染、その次に温室効果ガスについて御説明いただこうと思います。

最初に、【大気汚染】について、日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員　答申案のとおりで、少し補足させていただきます。

工事用車両及び関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度について、いずれも評価の指標とした環境基準を下回っています。しかし、評価書案の表記が分かりにくく、住民に誤解を与えていたり、交通量の大幅な増加に対する不安などから、ぜんそく増加など健康影響への懸念や、保全の措置に対する実効性への懸念が寄せられています。

そのため、周辺住民に対して、大気汚染物質の濃度の変化の程度について丁寧かつ十分な説明を行うとともに、現在示されている環境保全のための措置について確実に行うことを求めたいと思います。

また、評価書案の段階から追加で検討している環境保全のための措置についても、評価書で明記して、テナントに確実に実施させるための方策を具体的に示し、大気質への懸念の低減に努めるよう求めたいと思います。

○宮越部会長　ありがとうございました。

次に、【温室効果ガス】について、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 答申案はそのとおりなのですが、少しだけ説明をさせていただきたいと思います。

まず、本施設は、既に審議会でも議論しておりましたように、非常に電力使用量が大きくて、二酸化炭素排出量に関しましても、基準年次第ですが、都内の二酸化炭素排出量の5%程度に匹敵するような温室効果ガスの排出量が見込まれるところであります。

そうしますと、やはり都の2030年目標とか2050年目標の実現に大きな影響を及ぼしかねない状況にありますので、やはりこうした都の施策に協力をして、より一層の排出削減をすることが求められると考えております。

特に今の二酸化炭素排出量の削減という点と関連しまして、やはり再エネが非常に重要な役割を果たします。太陽光発電を導入するとされているのですが、これが予想される電力使用量と比較しますとまだまだ小さい量になっておりますので、可能な限り施設内での発電量を増やしていただきたいということと、それから、賄えない部分については、施設を整備する側で入居企業分も一括して再生エネルギーの契約をするなどして、使用電力総量をできる限り再生可能エネルギーで供給することを目指して、再生可能エネルギーの導入量を最大限増やすことが必要だと考えております。

それから、PUEに関しましては、省エネ法基準に従って、1.4は達成するという数値が出ていますが、それはあくまでも2030年の目標であって、この施設自体は20年、30年、もしかすると、それよりも長期間稼働する可能性もありますので、やはり世界的な動向を踏まえて、省エネ法で規定する値よりも抑えた計画を目指すべきだと考えております。

特に建物は建設してしまいますと、やはり断熱材とか建物自体のエネルギー効率を向上することが難しくなりますので、テナントの誘致に当たっては、事業者から働きかけることで高効率の機器を導入することも必要ですが、さらに建物建設時にその当時で考えられる限り最新の施設にさせていただいて、最大限の省エネルギー化を進めることが必要だと考えております。

また、審議の段階ではフロンについて取り上げてこなかったのですが、都では温室効果の高いフロンの排出削減に取り組んでおりまして、かつ、フロン系のガスというのはCO₂と比較しますと非常に温室効果係数が高いので、ノンフロン機器とか温室効果が低い冷媒を使用させていただいて、遠隔監視等によって冷媒の管理も徹底して温室効果ガスの削減に努めることを求めます。

最後になりますが、やはりこうした保全措置の効果とか、先ほど申し上げた再生可能エネルギーの使用量、それから、施設の消費電力量については、事後調査で詳細に報告することを求めたいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、【騒音・振動】について、廣江委員、お願いいたします。

【騒音・振動、生物・生態系 共通】の意見についてはこのあとにお伺いしますので、【騒音・振動】の御意見についてお願いいたします。

○廣江委員 答申案文はそのとおりですが、少し補足させていただきます。

先ほどから大気のほうでも御意見がありましたが、本件に関わる環境影響評価の中で、周辺市町の市長や、それから、周辺住民の方からの多くの懸念される意見としては、やはりこの周辺道路に走る工事用及び関連車両の交通量の増大です。

これに伴いまして、騒音・振動については、既に環境基準を上回る地点が数点確認されていますが、この交通量の増加によりましてさらに増えることが既に予想されています。そのため、周辺の環境を保全するためにも、さらなる徹底した措置を講じていただきたいということがまず第一です。

加えまして、関連車両もそうですが、この施設自体、データセンター及びロジスティック施設は24時間稼働ですので、特に夜間、周辺住民の睡眠環境を確保していくためには、増える交通量に対して抜本的な対策を求めるところもそういった視点にあります。

特に施設のほうで今音源として想定されているものは、屋上に設置された空調装置ですが、これらも夜間になりますと周辺北側の住宅地に隣接していますデータセンターからの寄与が非常に大きいと想定されていますので、この点についてはまだいろいろと考える余地は残っているという事業者からの御意見がありましたので、その変更、修正等をする際には、そこへの影響は十分に配慮していただきたいということです。

最後に、これは審議の中で明らかになりましたが、道路交通騒音の予測結果と騒音を予測する方法が、全く違う方法がこの評価書案には書かれていますので、これでは住民の誤解ではなくて、完全な誤りを説明していることになりますので、この点については必ず修正、加筆をしていただきたいということです。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、【騒音・振動、生物・生態系 共通】オオタカの営巣に関することですが、これについて、まず廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 続けて、【騒音・振動、生物・生態系 共通】の項で、騒音に関することで述べさせていただきます。

オオタカの営巣が確認されている代官山緑地に対する影響を考える、あるいは、工事の音に慣らすということが事業者から御説明されましたが、実際に評価書案に載っているのは周辺住民宅への影響ということで、高さ1.2mでの予測しか載っておりません。ここには仮囲い等の遮蔽効果が含まれていての工事騒音のレベルになりますので、その効果が全く期待できない営巣地区、あるいは、飛んでいる高さへの影響というのはさらに大きいものが予想されます。

そういうことをきちんと説明するのであれば、やはりどれくらいの騒音がそこに到達するのかということを示した上で生物・生態系の方に理解していただき、あるいは、住民にも理解していただき、きちんと説明する必要があると思いますので、普通はやりませんが、高さ方向の予測についてもやはり考えるべきだと思って意見を述べさせていただきました。

答申案文のとおりです。

○宮越部会長 ありがとうございます。

続いて、生物・生態系の観点から、安立委員、いかがでしょうか。

○安立委員 今の廣江委員の御意見に賛同いたします。オオタカに対する保全、工事の進め方を御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、【土壤汚染】について、保高委員、いかがでしょうか。

○保高委員 基本的には記載していただいたとおりでございまして、土壤汚染に関しましては、土対法と都条例に基づく調査をされるということで、物質に関しては全物質のところもあれば、汚染の履歴ごとに調査をされるということですが、重要なことは調査の結果の公開ですので、そういった調査の結果に関しまして、周辺住民の方に丁寧に開示、説明をしていただくことを強く要望したいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、【地盤、水循環 共通】について、私宮越から説明させていただきます。

まず、今回、この両項目では地下水が非常に重要になりますが、本評価書案では、計画建築物の建築のための根切りや杭打ちの深さは現地調査で得られた最も浅い地下水位よりも高い位置であるため、地下水に影響を及ぼす可能性は小さいこと、また、雨水浸透施設等の整備によって地下水涵養能力の変化も小さいとしています。

しかしながら、雨水浸透施設の設置計画が明確になっていません。また、地表面の被覆形態が大きく変わることから、浅層地下水の水位等に与える影響を現時点で除外することは難しいと考えます。

そのため、まず、【地盤、水循環 共通】の意見の1つ目として、雨水浸透施設について、周辺地下水への影響を把握し、地下水の流向方向なども考慮して、位置や規模、構造等を検討し、評価書に記載いただくことを求めました。

先ほどの事務局からの説明の資料1で、事業者の補足説明として記載いただくということで回答いただいておりますが、答申案にも盛り込んで、そのことを担保した上で、事後調査報告等できちんと確認していただくことが重要だと考えます。

また、これに併せて2つ目として、周辺の井戸情報の把握を求めるとともに、浅層地下水の状況を継続的に監視して、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めることを求めました。

さらに、計画地が位置する昭島市は、水道水として深層地下水を100%利用しています。地下水に対する関心が非常に高い地域ともいえます。昭島市長から深層地下水への影響の調査を求める意見もあることから、3つ目の意見として、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を確認していただいた上で、水位等のモニタリングの実施など、環境保全のための措置への活用を検討いただくことを求めました。

次に、【生物・生態系】の意見と、【自然との触れ合いの場活動】の意見について、安立委員、お願いいたします。

○安立委員 【生物・生態系】について3点挙げられておりますが、補足させていただきます。

本件においては、自然環境の保全に対する都民の意見が非常に多くありました。特にオオタカなどの貴重な種の繁殖・生息域でもあり、繁殖も確認されています。

本件においては、代官山緑地北側の緑地を整備して、代官山緑地と玉川上水緑道をつなげる緑のネットワークを形成すると計画されており、これにより生物・生態系に著しい影響を及ぼさないとされています。

しかしながら、計画の詳細が示されていないということと、ゴルフ場から緑の量が大きく減少し、これまでゴルフ場として保全されていたがためになかなか人が入らない状況ということで、だからこそ守られていた生き物たちの空間が大きく損なわれることが考えられます。したがって、どのような生物を保全するかをきちんと特定していただいて、

適切な保全を考えて計画に入れていただきたいということを強く求めます。

特にアニマルパスと、環境に配慮した池を整備する計画であるとされていますが、本件で整備される予定の緑地と代官山緑地の間には道路が新設されるということで、アニマルパスを整備することとなっていますが、その効果や計画等々、詳細に評価書案には記載されていませんので、どのような計画とされるのか、十分に専門家の御意見等をお伺いして計画を進めていただきたいと思います。

また、特にオオタカの営巣、繁殖が確認されている代官山緑地の保全についても、可能な限り配慮していただきたいと思います。

続けて、【生物・生態系、自然との触れ合いの場 共通】に行きたいのですが、この北側の新設される緑地は、一方で開かれた緑地として計画されています。保全する生き物と、自然と触れ合いの場所というのは競合する可能性もあることから、生き物の保全に配慮してどのように区分して管理していくのかというところを、きちんと計画していただきたいと思います。

また、これらの緑地にはそれぞれの目的に合った管理、維持方法がありますので、順応的管理を進めていただいて、可能な限り自然環境に配慮していただきたいというのを強く求めます。

よろしくお願いします。

○宮越部会長　ありがとうございました。

次に、【日影】【風環境】【景観】について、宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員　まず日影について、答申案に書かれているとおりであります。少し補足いたしますと、北側に低層の住宅地が集中していて、住民だけではなく市長からもその懸念が出ております。これらの日影の環境に対する評価の指標としては、都条例に定める日影規制の基準は満たしているとされておりますが、それ以外に示されている図で、この規制図より影響がもっと大きく出ているという図もございます。

これらの図の違い、目的、条件などについて十分に説明されているか、ちょっとまだ不足していると思います。そこで、懸念を示されている住民の方々に対して、現実の日影の状況を丁寧に説明し、分かりやすく理解できる図書の作成に努めることを求めています。

続きまして、風環境になります。

こちら書かれていることのとおりであります。若干補足いたしますと、計画の配慮によって外壁の位置をセットバックするとか、分棟、雁行配置にするなどしている、ある

いは、残存緑地の確保などによって風の影響を低減するとしております。

また、予測に反映されておりましたが、昭和の森ゴルフコース内で活力度の高い樹木を移植する、あるいは、敷地、緑地や道路沿道等に新しく新植する樹木によって、さらなる風の影響の低減が見込めるとされております。

しかしながら、住民の皆様からは、福祉施設など複数の地点で建物の完成前後によって風環境が変化する地点があることについて懸念が示されております。

以上のことを踏まえまして、工事完了後においては、環境保全のための措置を徹底し、適切な事後調査地点を選定した上で適切な調査を行ってその効果を確認し、もし必要であれば適切な対策を求めるものとしたします。

最後は景観になります。

これも答申案に書かれていることは基本的に同意ですが、補足いたしますと、計画建物のうち物流施設の高さは40から55mと非常に大きくて、特にL-1とされているものは敷地面積も非常に大きいことから、市長や市民の方からの意見においても、唐突にそのような巨大な建物ができることによる景観の変化や圧迫感に対する懸念が非常に強く示されております。

本事業においては、造成範囲内の樹木を可能な限り保存、あるいは、計画建物の敷地境界からのセットバックによってこれらの影響の軽減を図るとされておりますが、当然建物が単に増すだけではなくて、その意匠も景観そのものや圧迫感に強く影響いたします。

そこで、先ほどのやり取りもありましたが、外壁の意匠や景観に関わる植栽の計画については今後の検討となっておりますが、これらの検討においては地域関係者との協議も踏まえて、実際のでき上がりを想定した適切な検討を行い、あるいは、玉川上水などの樹木を中心とした景観や市街地景観など、計画地周辺の豊かな環境との調和に努めることによって、この事業による眺望の変化や圧迫感の軽減を図ることが必要であると考えます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、【史跡・文化財】について、水本委員、いかがでしょうか。

○水本委員 少し解説をさせていただきます。

こちらの計画地が隣接します史跡玉川上水は、何度もこちらの審議で申し上げましたが、江戸時代に開削されたもので、現在、東京は横に長いですが、東の部分では、市部の上水で江戸市中の生活用水、それから、江戸城では泉水などにも利用されまして、文化的なところにも寄与したものです。

そしてまた、そういった江戸市中にということが知られておるのですが、東京の西部では武蔵野台地の田畑を潤す用水として分配されたことが非常に大切です。

つまり、東京は東西に長いですが、東にも西にも発展にとっては非常に重要なインフラで、歴史的な資産になっています。

江戸、東京の都市部以外に、近郊の農業の伝統というのは非常に重要な都市のライフラインでありますから、歴史的な景観は江戸、東京の生活の基盤です。

人間というのは、やはり水のないところでは暮らせません。玉川上水とその周囲の景観を後世に引き継いでいくということは、東京の都市環境においてはとても重要なことでもあります。

近代以前には、ポンプによる圧力配水ではなくて、自然勾配を利用した環境負荷が非常に少ない水道技術体系、この水みちそのものを伝え残していくことは、今後起こり得る都市の災害とか、天然の資源の保持というものにとっても非常に重要な意味があると思います。

開発が進んでいく東京においては、自然の地形というものを思い起こさせる場所はますます今後希少になっていくと思いますので、こういったものを残していく必要があります。

このために、事業者も理解していると思いますが、工事中に確実にこの史跡と周辺環境を残していくということで環境保全の措置を実施し、工事の完了後においても史跡と周囲の景観に影響を与えないような計画地の維持管理を適切に行っていくことを求めます。

もう少しコメントさせていただきたいのですが、こういったことで自然と景観ということも史跡・文化財と一体化して考えていただきたいと思います。

現状では、各分野の計画が分節化されているところがあって、統合した計画としては非常に矛盾した側面もございます。工事計画の際の区割りとか、その後の施設供用時の利用のゾーニングなどの課題もここで洗い出されたかと思いますので、これも事業者は御理解を前回いただいたかと思いますので、自然の専門家を入れた上でのさらなる慎重な計画を求めていきたいと思います。

そして、工事施行業者、それから、テナントへのガバナンスには十分な御配慮をお願いします。

住民の方の不安においては、例えば「現時点では」とか「対応を検討することを考えていく」とか、そういった書きぶりも住民にとってはどういう印象を与えているのかについて、今後とも配慮いただきたいと思います。

事業者の方は十分に御理解されていると思いますが、例えばヒヤリハットマップというものは、それがゴールではなくて問題点の精査ということで、住民に対しての丁寧な説明といったコミュニケーション、一方向的であるということを鑑みて、誠実に住民の方と一緒に御意見を伺ったりという方向は、前回事業者からも出されましたので、さらにこういった御対応をお願いしたいと思います。

長くなりましたが以上です。よろしくお願いします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

最後に、【廃棄物】について、羽染委員、お願いいたします。

○羽染委員 私から答申案の重要な点を3点御説明させていただきたいと思います。

1点目は排出量に関することですが、供用後の物流施設から発生する事業系一般廃棄物がありますが、昭島市が公表している事業系一般廃棄物量の約半分に相当する約3,500 t / 年間排出するという予測がされています。

住民からも昭島市のごみ処理に対して懸念が示されていますので、事業者は施設管理者として発生抑制をテナントに徹底させていただきたいということが1点目です。

2つ目は、事業系一般廃棄物のうち約半分以上を段ボールが占めているという予測にされています。段ボールは全国的に非常に高い回収率を示していますので、その回収率をもう少し高めに設定することを考えていただきたい。

加えて、廃プラスチックに関しても、梱包材等から再資源化しやすいものはたくさん出てくると予測されますので、2点目として目標値の設定をもう少し整理して考えていただきたいというのが2点目です。

最後に、3点目ですが、事後調査をこれから行うと思いますが、事後調査において発生量及び再資源化率について、皆さんにきちんと分かるように、実態がこの程度であったという報告をぜひお願いしたいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま委員の皆様に御説明いただきましたが、補足の事項、もしくは、ほかの委員の皆様から質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了したいと思います。

ただいま説明した内容で次回の総会に報告させていただきます。ありがとうございました。

では、最後に、その他の事項になりますが、何か皆様からございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特にないようですので、これもちまして第二部会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退室ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前11時05分 閉会)